都市·環境常任委員会 予算常任委員会都市·環境分科会

(平成25年6月18日)

10:01開議

[常任委員会]

川村幸康委員長

それでは、都市・環境常任委員会を開催します。

まず、理事者から、部長、ご挨拶を。

伊藤都市整備部長

改めまして、おはようございます。都市整備部でございます。

新年度に入りまして、委員会出席させていただくのがきょう初めてでございます。改めて、今年度、よろしくお願い申し上げます。

さて、私ども、今回の議会には市道路線の認定と道路に係る補正予算の上程をさせていただいております。詳細につきましては、各担当課長よりご説明をさせていただきますので、どうかよろしくご審議のほどお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

議案第51号 市道路線の認定について

川村幸康委員長

ありがとうございます。

それでは、付託議案、議案第51号市道路線の認定についてを議題といたします。 理事者の説明を求めます。

市川道路管理課長

道路管理課長の市川でございます。

私からは議案第51号市道路線の認定について、委員会資料より説明させていただきます。 路線数につきましては、計17路線でございます。

委員会資料の1ページをごらんください。

資料にございます、ナンバー 1、茂福57号線から、ナンバー17、川北43号線までの計17 路線でございます。いずれも開発行為による帰属でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

川村幸康委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑がございましたら、ご発言願います。

樋口博己委員

市道認定、新たに認定されるということなんですけれども、私、一般質問のほうで道路のインフラの維持管理という観点で質問させていただいていますが、随時、道路を改修したり、する都度にデータ化をしているという答弁をいただいていましたが、これは新たに市道認定するということは、これもデータ化をしているという意味なんでしょうか。その辺をちょっと教えていただければと思います。

市川道路管理課長

今、うちの市道認定の台帳を整理しておりまして、楠町も新規でありますもので、それ も含めて毎年新しい帰属も入れております。ただ、今、言うように、金額のこともありま して、全部が全部できるかというと、その辺は難しいんですけれども、一応、新規の帰属 は入れていくようにしております。

樋口博己委員

そうすると、全部が全部はないけれども、主立った道路はデータ化しているというよう な意味ですか。

市川道路管理課長

一応、そういうことでございます。

樋口博己委員

わかりました。主立ったという、予算の関係も作業の職員の関係もあると思いますが、 ぜひ鋭意努力いただいてデータ化をお願いしたいと思います。

野呂泰治委員

都市・環境常任委員会、ちょっとあまり議員として参加がなかったんですが、今回、参加させてもらっていますけど、市道認定ということなんですけど、路線の、これ、工事が終わってこれで市民の皆さんに安全・安心で通っていただく道路なんですけれども、例えばこの道路標識、県絡みのこともあるんですけれども、道路標識のラインを引くとか、あるいは止まれとか、そういった市民の交通安全について、そういったことについては何か手を打たれているのか。ただ認定だけしたのか、その辺だけちょっと。あるいは、ここはどうしてもしなきゃいかんという、そういう計画をもって認定しているのか、その辺だけちょっと教えてください。

舘都市整備部理事

今回の市道認定につきましては、議案書のほうの47ページ以降の図面をごらんいただくような形、見ていただいたと思うんですが、それぞれの宅地開発に伴う、実際につくった、開発業者がつくった道路ということで、これらについて、それぞれ標識、それぞれつけておるわけではございません。道路構造上、市が受け取るわけですから、きちんと検査をして道路の形態としてきちっとなっておるか、構造物がきちっと道路の基準に合っているか、そういうのは検査をして引き受けるわけでございます。

今、おっしゃられたような、そういうとまれの標識が必要であるとか、そういう場合があれば、それは別の交通安全施設整備事業費のほうで随時やっていくということで、この帰属に係るものについて全てそういう形をとられているわけではございません。今後の交通安全の状況を見て、必要であればつける、後で書く場合もございますし、もう書かない場合もございます。

野呂泰治委員

ありがとうございます。

ただ、私が思うのは国道とか県道が整備されたときには必ず交通標識が整備されておるというのがたくさんありますので、市もそういうことも整備したときにやっぱりやっていくのが一番やりやすいと思いますので、今後、そういうことをご検討していただきたい。お願いいたします。何かコメントあったら一言、下さい。

伊藤都市整備部長

今回の審議していただいている案件は開発帰属でございますので、小規模な道路という ふうな感じになります。あと、私どもが直接、例えば道路整備をしておるところとか、そういう大規模になりますと、事前に公安委員会、警察等と協議をしながら安全対策を施していくというふうなところでございます。今回は開発帰属でございますので、短い路線、区間でございますので、そういうものは、安全は確保されておるというふうな感じで考えておるところでございます。

川村幸康委員長

よろしいですか。

他にございませんか。

(なし)

川村幸康委員長

別段、ご質疑もないようですので、これより討論に移ります。 討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

川村幸康委員長

別段、討論もないようですので、これより採決を行います。

議案第51号市道路線の認定につきまして、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

川村幸康委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第51号 市道路線の認定について、採決の結果、別段異議な

く可決すべきものと決する。〕

[予算常任委員会分科会]

川村幸康委員長

次に、そうしたら、予算常任委員会の都市・環境分科会に入らせていただきます。

議案第46号 平成25年度四日市市一般会計補正予算(第1号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第8款 土木費

第 3 項 交通安全対策費

川村幸康委員長

議案第46号平成25年度四日市市一般会計補正予算(第1号)、第1条歳入歳出予算の補 正、歳出第8款土木費、第3項交通安全対策費について、ご説明願います。

中村道路整備課長

交通安全対策に関する補正予算案についてご説明をさせていただきます。

まず、お手元に予算常任委員会資料、一般会計補正予算第1号というこちらの書類でございます。こちらの書類をまずごらんいただきたいと思います。

それでは、説明をさせていただきます。

まず、1ページをごらんいただきますと、こちらの表には各費目の当初予算額、そして今回の補正額、そして補正後の予算額、そして対予算比率というのを順に載せさせていただいております。今回、土木費のうち、項交通安全施設対策費、目交通安全施設整備費において、通学路の交通安全対策を行うために4200万円の増額をお願いするものでございます。

次に2ページをごらんください。

この交通安全施設整備費の補正の概要でございますけれども、工事費といたしまして 4200万円の増額でございます。財源内訳といたしまして、国、県の支出金2310万円、地方 債1700万円、そして一般財源190万円となっております。

次に、3ページをごらんください。

そして、こちらにあります6月補正予算参考資料というのがございます。こちらの資料をちょっとあわせてごらんいただきたいと思います。6月補正予算参考資料と書いてございます。

川村幸康委員長

追加分と書いてあるやつ、じゃない。

中村道路整備課長

追加分とは書いてございません。当初からの分という。もしかすると封筒の中に入って おった書類だと思います。

川村幸康委員長

いいですよ。

中村道路整備課長

済みません、じゃ、説明を続けさせていただきます。

そちらの12ページをちょっとあけていただきまして、あわせて説明をさせていただきま す。

まず、今回の補正予算をお願いするに至った経緯について説明をさせていただきます。 平成24年の4月以降、登下校の児童の列に自動車が突入し死傷者が多発すると、多数発生 するという痛ましい事故が相次いでいる状況から、文部科学省、警察庁、国土交通省から 通学路の緊急合同点検を実施して交通安全を確保する取り組みを行うことというような指 示がございました。これは平成24年の5月30日付でございました。

この指示を受けまして、小学校と保護者の方々が協力して通学路の点検を行いまして、 危険箇所を抽出して教育委員会のほうに報告されました。件数としては257件と聞いてお ります。

参考資料のほうの12ページをごらんいただきますと、この報告を受けまして、教育委員会が主体となって、学校、保護者、道路管理者、警察と合同点検を実施しまして、要対策箇所というのを抽出しました。これが件数といたしまして170件でございます。これは時期が8月の末でございました。このうち、実施が可能な149件について、警察や道路管理

者について事業の要望がございました。市道については28件でございました。時期としては12月の初旬でございました。

この後、平成25年2月に通学路の交通安全対策事業が国において創設されました。これにあわせまして、国の緊急経済対策というのがございまして、交付申請を行いまして、2月に補正予算をお願いしたものでございます。これが12ページの左側の表でございます。こちらの内容でさせていただきました。また、時期を同じにしまして、平成25年度事業について、国から事業要望の調査がございまして、2月の末に交付申請をさせていただきました。これが右側の表でございます。これに係る市の実施予算について、最も早い時期でございますこの6月定例月議会に上程させていただいたということでございます。

具体的に申しますと、委員会資料の3ページのほうへ戻っていただきまして、緊急合同 点検による実施箇所といたしまして、一覧表と下の写真、二つございますけれども、こちらを見ていただきますと、下之宮西富田線でカラー舗装、そして、松本13号で路肩整備、これは側溝のふたがけになりますけれども、このようなものを実施させていただきます。また、合同点検以外でも通学路の安全対策として、以前より市単独事業で継続事業を実施しておりましたけれども、その7路線についても交付事業の対象になるということでございましたので、今回もこうやって国の事業として上げさせていただいております。これらに係る事業費といたしまして4200万円の補正予算をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

川村幸康委員長

ありがとうございました。

説明は聞いていただいたとおりです。

ご質疑ございましたら。

諸岡 覚委員

この場所の選定に当たっては、今の説明だと教育委員会とか道路管理者とか警察とか、 その辺と相談しながらということですけれども、この中で教育委員会がどうやって、これ、 場所を選定したのかというのは、ここでご説明って、教育委員会に聞かんとわからんので すかね。

中村道路整備課長

教育委員会のほうから聞いております内容でございますけれども、まず一番初めに学校とPTAさんが通学路を一番よくご存じということで、そこで危険な箇所を抽出していただいたと。その中で、それを教育委員会のほうへ報告されるわけですけれども、教育委員会のほうでも独自でやられる部分いろいろありまして、その中でまた抽出をした中で、今度は道路とか、例えば横断歩道をつけるとか、いろんなことがございますけれども、そちらについては学校サイド、教育委員会サイドではできませんもので、道路管理者や警察などを交えて一緒に現場を回って、また抽出していくという、段階的に踏んで具体的な抽出をしていくというふうになっております。

諸岡 覚委員

そのPTAと学校サイド、それは校長か教頭か私はわかりませんけれども、それの打ち合わせした中身というのはわかるんですか。というのは、本当にそれPTAときちっと聞き取りしたんかなというのがちょっと正直疑問に残るんです。これ、そもそもやったんはいつの時期です、その聞き取り関係を。

中村道路整備課長

まず、学校とPTAさんというところでの抽出というのは、この5月30日ですもんで、6月1日以降にやっていただいておるとは思うんですよ。それをやっていただいた後に、我々が一緒に入って合同点検をやったのが8月末までにやりなさいという国からの指示がございましたもんで、その6月、7月、8月ですか、その中で段階的に進んでいったものというふうに聞いております。

諸岡 覚委員

ごめん、ちょっとよくわからない。 P T A から聞き取りを行ったのは、この 6 月に入ってから聞き取りを行った。

中村道路整備課長

去年です。

諸岡 覚委員

去年ですね。ですよね。続けます。

私も、去年1年PTAの役員をしておったんですけど。そんな会議は一切なかったんですよね。それは全部の学校がどうかは知らんけれども、見ておると物すごく地域性に偏りがあって、真面目にやった学校区と真面目にやっていない学校区があるんじゃないのかなと私ちょっと個人的に感じるんですよ。どこの地区でも本来、特に通学路関係というのは要望がいっぱいあるんだけれども、何かこの地域性に偏りを感じるんですが、その辺の議事録とかその辺というのは調査されていますか。ちゃんとPTAとやりとりをやったというのは。

多分、教育委員会から校長宛に要望があったら出してきなさいと指示はしたかもしれない、それはしたかもしれない。多分したんだと思います。ただ、学校長がきちんとPTAに対して聞き取りをしたかどうかというのは、そこまで多分、教育委員会、確認していないと思うんですけど、確認したかどうかを知りたいんですが。

川村幸康委員長

ちょっとよろしい。整理せなあかんのは、一つは現状把握をしているところが教育委員会で、それに対して都市整備部の道路整備課が言われてやるという話、予算を現場が持っておるからやるという話の世界やもんで。

諸岡 覚委員

ちょっとここで聞くものではないような気もするんですけれども。

川村幸康委員長

だから、今、大切なことではあるとは思うけれども、基本的に、多分、現状把握、認識するのは教育委員会側から上がってきたオーダーを都市整備部の道路整備課が受けて仕事をするという形になっておると思うので、もし、考えられるならば、予算常任委員会全体会の中で、多分、ここを直していくということにはあれやけど、優先順位なり、その辺のところを明らかに把握したいというのであれば、全体会に上げる中で教育委員会のほうへ尋ねるということもあるのかなと思うんだけど。

諸岡 覚委員

委員長おっしゃるとおり、確かにここの理事者の皆さんにそこまで聞いても多分わからんことやと思うので、これ以上やめておきますけれども、後ほどまた一回、予算常任委員会全体会に上げることを私のほうから提案させていただくということで一回終わります。

樋口博己委員

先ほどの諸岡委員の発言のことで、ちょっとここの都市・環境常任委員会とテーマは違うんですが、私もPTAの役員をやっていまして、昨年、教育民生常任委員長もさせていただいていましたので、教育委員会とやりとりの話を確認しましたら、とにかく全国で緊急対策の点検だということでやりましたので、私、個別の学校を言うのは控えますが、私の学校では後ほど学校長からここを上げましたという事後報告をいただいておりましたので、そういうこともあるのかなと思っています。

もう一つは、昨年度は緊急でやりましたので漏れがあるというようなことで、教育委員 会の話では今年度も、今、改めてきめ細かくやりたいというような意向は言っていました ので、参考意見で。

野呂泰治委員

関連ですけど、これ、学校の教育、通学路ということでしょうけれども、以前に、委員長はご存じと思いますけれども、土木要望というそういう地区要望の中の一つのそういう要望というか、それだけではとても予算的に済まないということで教育関係、特に学校関係、子供の通学関係では特別の予算ということで実は大分前に、これ、やられておったんです。それがいつのまにかどこに行ってしもうたんかなと思っておったんですけれども、ここへ出てきたんかなというふうな感じはするんですけれども、そのときに各中学校単位で要望を市のほうから出していたんです、以前は。そして、中学校のいわゆるPTAと、それから学校づくり協力者会議ですか、学校運営協議会とかいろんなところの要望があって、中学校区からいろいろPTAとの引き継ぎとかいろんなことがあって、そして学校、自分たちの区域の通学路ということで、教育委員会のほうから要望が実は本来出て、2000万円か3000万円の予算がついておったと思うんですわ。それがどこへいったんかな。ちょっと最近わからないんですけれども、これかなと思うんですけれども、そんなことが、経緯があったということだけちょっとご確認あったら。

中村道路整備課長

教育委員会のほうから聞いておるお話ですけれども、先ほどのご質問の内容のとおり、 教育委員会のほうでも今の通学路の交通安全対策ということで、先ほど委員言われたよう な約2000万円ですか、そういうような予算を持ちながら、カーブミラーとかそういうちょ っとしたようなものができるような予算は今も確保してやっていただいております。

今回のこれについては、まず、事故が相次いだということの中から緊急合同点検という 形になりましたけれども、先ほどお話しのように、緊急合同点検、本当に短い期間で点検 をやっていただきました。

それで、こちらの表、予算常任委員会の参考資料の12ページの例えば右の表の適用欄を見ていただきますと、トータルで今これ2月補正、今回の補正、合わせまして、路線数かぶっておりますもので、全部で14路線ございます。このうち9路線が完了して、5路線が継続という形になります。となると、緊急合同点検でやったのはこの表の上の部分でございますけれども、もう2月補正、6月補正で全部完了ということで終わってしまうということになるんですけれども、じゃ、通学路安全なんかといったら、まだまだ危険なところあると思います。

こういった中で、緊急合同点検以外の部分でも国の交付金事業には乗っていけますもので、そういった場合も勘案して、下にもこういうふうにあるわけですけれども、再度、学校側さんのほうへ、教育委員会のほうへ再度私どものほうから予算としてこういう事業がございますもので、乗っていけるということで、もう一度学校さんのほうへ振っていただいて、もう一度調査をしていただいて、上げていただいたものに、例えば先ほどございました優先順位、いろんなところでつけていただく部分あると思いますけど、そこでつけていただいて、やれる範囲で、私ども、言っていただいたらこちらの中へ盛り込んでいくと、これ以降、また盛り込んでいくというお話も私どものほうからはさせていただいておりますもので、先ほどの樋口委員のお話のように、今、調査中というのはそういうところがあるのかなというふうにも思っております。

以上でございます。

野呂泰治委員

ありがとうございました。

そういうことで、教育委員会とよく連絡をとってやっていただいて、今後も教育委員会のほうにもっといろいろ調べてくれというふうに言っていただくということなんですけれども、いずれにしてもPTAさんはかわっていきますもんで、なかなか子供さん、学校も先生もかわりますもんで、子供さんが通学路を一体どういうところを通っているのかということはなかなかわかりにくいというか、先生も見てくださいということで、ときどき申し上げるんですけど、そういったことも含めて、さらに子供の安全のためにしっかりとやっぱり調査して、こういったことはさらに事業として進めていってもらいたいと、こんなふうに思います。

川村幸康委員長

多分、通学路は指定してあるので決まっていると思うんですよ。ただ、やっぱりここの 12ページにも書いてあるように、教育委員会、道路管理者、警察等による合同点検を踏まえる中で、それぞれが主体があって、そこで出てきたものをあれもこれもの意見を幾つか聞く中で抽出したものをここへ上げてきたということなんです。課長の説明でいくと、今後も直していかないかんところはある中で、緊急合同点検という名で特化した事業の中で出したのが一つと、それから継続的にやっていく事業もありますという二つの説明ですわな、ここは。ということだと思います。

他にご質疑ございませんか。

諸岡 覚委員

済みません。ちょっと全然論点がまた違うんですけれども、一番最初の冒頭の説明で、 去年、暴走運転なんかでいっぱい被害者が出る事件があって、それを受けて云々とその話 があったんですけれども、カラー舗装にしたところでそれ、防げやんような気がするんで すけど、これって何か目的とやった行為との関連性がよう見えやんのですけれども、やる んやったら、例えばガードレールをつけるとか、例えば車が乗り上がれやんぐらいの段差 をつけた歩道にするとか、それならようわかるんですよ、事故防止という意味で。カラー 舗装にして、これ何か意味あるのかなという、何か予算の使い方、ちょっと方向性、間違 っていないかなという気がするんですけど、その辺どうなんですか。

中村道路整備課長

道路といいますのは、確かに交互通行できる道路の通行帯があって、そして歩行者が歩けるような歩行空間があってと、きちっと定まっている道路というのは四日市市内の中、非常に少のうございます。こういった狭い道路の中でいかに歩行者の安全を確保していくかという形の中で考えていかんならんと思います。

あまりかちっと固めたものを使いますと、車に対しても通行の支障になってまいります。 いろんな問題が出てまいりますもので、カラー舗装と申しますのは、例えば歩いていただ く子供さんはそこから出ないようにねという意識をしていただくのが一つございます。そ して、もう一つは、走ってくる車がその通行帯の色を見たときにちょっと遠慮をして走る、 そこへ入らないように。それもスピードを落とすというようなところの効果もございまし て、そういったいろんなところの複合効果を考えましてカラー舗装というような形で考え させていただいております。

以上でございます。

諸岡 覚委員

ちなみに、例えばこの表を見ると、カラー舗装にしたところと防護柵、防護柵って要するにガードレールのことですよね。ではないのかな。ちょっとその防護柵の意味を教えてください。

中村道路整備課長

こちらにつきましては、確かにガードレールというよりも転落防止柵といったようなものでございます。ガードレールといいますと割と厚みがございまして、一般の6mとかそれぐらいの道路ですと、それだけで厚み、結構とってしまいますもので、両サイドとかいるんな形を考えますと、なかなかちょっとガードレールというのは、よほど幅がある道路でないとちょっと難しいかと思います。

諸岡 覚委員

転落防止柵というのは道からどこへ転落。要するに、田んぼとか、そういう意味の防護 柵なんですね。なるほど。

続けていきます。何か。

中村道路整備課長

ある程度、道路の幅員が確保できないところにつきましては、実際にガードレールを入れさせてもらっているところもございますし、場合によっては、民地が、例えば低くて田んぼとかへ落ちていくとあかんという形で、防護柵をつけさせていただく場合もございますもので、あわせていろんな対策があるという形でご紹介させていただきました、済みません。

諸岡 覚委員

それで、いろいろ種類がある。例えばこのカラー舗装にしたところ、防護柵にしたところ、路肩整備工、側溝にふたをするとかいろいろあるんだけれども、この辺は誰が判断して、よしここはカラーにしよう、ここは防護柵にしようというのは、それは地元要望でそうしたのか、あるいはどこか別のところが主体的に判断してというのは、その辺の判断はどこがしたのか教えてください。

中村道路整備課長

まず、危険箇所、こういうところが危険なんやとか、こういう問題が起こっておるねという形は当然学校側さんから教えていただきます。そこへ我々道路管理者、そして警察の者が行きます。そこで皆さんで協議して、ここはこうしたほうがええな。例えばカラー舗装して、皆さん、車のほうにも気をつけてもらうような形がいいなという形で、一応、我々としては技術的なお話をさせていただいて、最終的に決めさせていただいております。

諸岡 覚委員

結構です。

川村幸康委員長

他にございませんか。

杉浦 貴委員

教育委員会が62カ所で、道路管理者が52カ所で、ほかが35カ所、公安委員会、これは所管がここになるので道路管理者分として、今、下にも説明してもらってありますけど、あ

と9カ所についてというようなことになっておるんでしょうけど、これ、聞くのはちょっとようわからんのやけど、教育とか学校とか、それから公安委員会が管理しているものも一緒のように予算をもらって動かしているかどうかは、その所管部に聞かないとわかんないという理解でいいんですかね。

中村道路整備課長

A3のこちらの資料が追加分ですかね。皆さんのお手元に行っていると思うんですけれども。

川村幸康委員長

6月補正予算参考資料の追加分やね。私らの白黒やな。あんたのがええな。せやで、みんなわからんのやな。

中村道路整備課長

すみません。これが左上を見ていただくと。

川村幸康委員長

10ページやね、杉浦さん。これ、追加資料やに。6月補正予算参考資料追加分。

中村道路整備課長

説明を続けさせていただきます。

この表の左上を見ていただきますと、からずっとめくっていただきますと、まであると思いますけれども、これが先ほどもお話ししました、教育委員会62カ所、道路管理者52カ所、公安委員会35カ所の内訳でございます。この道路管理者52カ所につきましては、国、県、市の道路に分かれておるという内訳でございます。これについて、が市道分でございますもので、について、うちの道路整備課のほうでさまざまな事業を実施させていただくという形でやらせていただいております。

以上でございます。

杉浦 貴委員

ありがとうございます。

いや、もうそれで、ありがとうございます。

川村幸康委員長

よろしいですか。

他にご質疑ございませんか。

川村高司委員

ちょっと直接的なものじゃないんですけど、これ、今、ホームページでこの情報を公開されていますけれども、それの主体となる責任担当部署というのは教育委員会のほうになるんですかね。

中村道路整備課長

このホームページに地図がアップされていると思います。あれは教育委員会のほうで出していただいておりますもので、課で言えば教育委員会の指導課というところが出しておりますもので、そちらが主管になってまいります。

川村高司委員

じゃ、教育委員会のほうで今回の案件全体について網羅してプロットしているという解釈でいいですか。わかりました。

川村幸康委員長

他にございませんか。

樋口博己委員

この繰越明許というのは、総務常任委員会のほうで予算でされると思うんですけれども、 審査は。その繰越明許した事業の内容の進捗についてお聞きしてもよろしいです。

川村幸康委員長

それやとどうや。両方とにまたがるということやわね。

樋口博己委員

河川費の繰越明許をしているけれども、こういったものは進捗はどうなっているのという話ですけど。

川村幸康委員長

その他の議案やね。とりあえず、今はこの議案を、上程させてもらっておる道路の安全の交通安全施設整備補助事業の議案ですので、それは一旦これを閉じて、その後また、そして一遍それをお伺いしますので、それでよろしいですか。

樋口博己委員

お願いします。

川村幸康委員長

そうしたら、質疑を。

三平一良委員

課題の整理後、対策を行う予定となっておって、進行状況未定ってどういうことなん。

川村幸康委員長

何ページですか。何番の何ページぐらい。

三平一良委員

市道の、たくさんあるんやけど、この神前のところ、そうやな。

川村幸康委員長

ページ数、打っておるでしょう、10ページとか12ページとか。

三平一良委員

13ページ。だから、整備内容というのがあって。

中村道路整備課長

市道部分について、未定というのが10カ所ございます。表の右上を見ていただきますと、 実施済み13カ所、予定15カ所、未定10カ所というのがございます。この未定の10カ所のお 話だというふうにお受けさせていただきまして、お話をさせていただきます。

未定というのは、やはりその道路の安全対策をしていくためには、例えば側溝のふたがけ等々いろんなことをやっていくと、近隣住民の方々にもご説明をしていただかないけません。まず、一番初めにやっていいでしょうかというようないろいろなお話を、それが沿線住民の方との調整がまだ調整段階であるというところとか、現在、開発行為を大きくやっておるところの隣接の道路が通学路になっておったりして、開発の状況を見た上でやるような形になっておるとか、あとは踏切もございまして、JRとの協議が必要になってくるというのもございまして、実質、きちっといつからというのが申し上げにくい部分でございます。ただ、JRにつきましては、教育委員会さんにお願いをしておってもなかなか具体的に進まないと思いますもので、私どものほうからまずはちょっとJRのほうに行ってお話は始め出したところでございます。

以上でございます。

三平一良委員

整備はするんだけど、それについての時期が未定ということなんやね。整備はするということで間違いないね。

中村道路整備課長

整備をしていこうというふうには考えてございますけれども、地元調整の中で、例えば 側溝にふたをかけたら自分のところの家の近くまで車が寄ってくるから嫌やという方もい らっしゃいますもので、そういった方々のことを地域の中でもまとめていただかんならん ということがございまして、やるという形になりましたら、このような交付金事業の中へ 入れていきまして進めさせていただきたいというふうに考えております。

三平一良委員

わかりました。

川村幸康委員長

他にございませんか。

(なし)

川村幸康委員長

ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

討論、採決に移る前に、全体会へ審査を送るべき事項について、委員の皆様からご提案 がございましたら、ご発言願います。

先ほどの出ておった議題ですけれども、一つ、委員長の中での判断なんだけど、結局、現状認識して、この課題が多いというところの主体は教育委員会にあって、それを事後処理的に扱うのは道路整備課だったり道路の専門家として何が一番いいだろうなというところを考えるところかなということやと思うんですわ。

多分主体は教育委員会かなと思うんですわ。注文のところ、入り口の部分はね。出口の ほうは多分、例えばさっきの諸岡委員が言われるように、カラー舗装を本当はこれよりも こっちのほうがよかったのと違うんかというところの考えるのは多分道路整備課で考えて おると思うけれども、どうですかね。

諸岡 覚委員

さっきあのように言うたんですけれども、聞いてみたい気もするんだけれども、確かにちょっと論点で言うなら、この議案はあくまでもこれのよしあしを論じる部分であって、教育委員会がどうやっておったかと、そこまで言うていくのは違うんかなという気も正直するんですよ。ですから、一旦、私のほうは引いておきます。

川村幸康委員長

わかりました。

そうしたら、確認した結果、全体会へ送らないということで決定いたします。 これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

川村幸康委員長

別段、討論もないようですので、これより分科会としての採決を行います。

議案第46号平成25年度四日市市一般会計補正予算(第1号)、第1条歳入歳出予算の補 正、歳出第8款土木費、第3項交通安全対策費について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

川村幸康委員長

別段、異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第46号 平成25年度四日市市一般会計補正予算(第1号)、 第1条歳入歳出予算、第8款土木費、第3項交通安全対策費について、採決の結果、 別段異議なく可決すべきものと決する。]

川村幸康委員長

これで全部終わりで、理事者入れかえなんですけれども、着席はしていてください。 暫時休憩いたします。

樋口博己委員

先ほどのことはどうさせてもらったらいいです。

川村幸康委員長

一遍休憩します。

暫時休憩いたします。休憩は5分程度とし、5分後に再開いたします。

10:45休憩

10:52再開

川村幸康委員長

それでは、都市・環境常任委員会を開催いたします。

その他の項ということで、樋口委員よりご発言がありますので。

樋口博己委員

繰越明許費なんですけれども、これは担当は総務常任委員会になるんですが、繰越明許した事業の内容の中で少し確認をしたいんです。昨年の台風17号によりまして、災害対応で緊急性が要する事業があったんですが、これは繰越明許になっていると。本来なら早急に対応しなければいけないのが繰越明許になっていること自体がどうなのかなと思いもあるんですが、そのことについて、じゃ、繰越明許をしてこの事業の進捗状況はどうなのか、いつまでに完了するのかを少し確認させていただきたいと思っています。

川村幸康委員長

扱うところは多分総務常任委員会だと思うんですけれども、繰越明許ということで、ただ、事業内容を含めるとここの所管するところの事項ですので、河川排水課、来ていただいていますよね。ご説明願います。

田中河川排水課長

河川排水課長の田中と申します。

災害における繰り越しの部分ですけれど、この災害につきましては、平成24年9月30日の台風17号によって被災を受けた河川の災害復旧事業であり、国の災害査定が12月下旬に行われたということで、査定のほうも大分おそかったもので、それから設計等に入りまして、発注も少しおくれ目になってしまったと。その中で5件工事がありまして、川戸川2件と天白川上流については完成しております。今現在、水沢谷川、それから鹿化川について工事を進めておるところでありまして、完成の予定が平成25年6月28日の完成予定という形で、今現在、進めておるところであります。米洗川につきましては、現在、こちらのほうも工事中でありまして、今、中部電力の仮設の電柱を建てまして河川の移動を行ったところで、こちらのほうも今から矢板を打ち始めるというような形になっております。

川村幸康委員長

田中課長、天白川というのは何ページに記載されていますか。

田中河川排水課長

22ページ。

川村幸康委員長

21ページ、22ページ、わかりました。

樋口博己委員

そうすると、19ページ、20ページに載っています、これ、河川違いますけれども、ここの辺はどうなっていますか。

川村幸康委員長

何ページ。

樋口博己委員

20ページの南部丘陵公園については。

川村幸康委員長

舘理事かな、誰やろう、これ。

舘都市整備部理事

上から四つ目の公園緑地整備補助事業のことでございましょうか。公園と、19ページの、 それでよろしいですか。

川村幸康委員長

そうやね。

舘都市整備部理事

これは台風17号の影響があって、災害ということではなくて、台風17号の影響を受けて、 当初想定しておった工事ができなかったということで繰り越しをさせていただいておりま すので、災害ではなくて、これは通常のいわゆる工期がとれなかって繰り越しさせていた だいておりまして、これ、現在、進捗状況を見ていただきますと、まだ余り進んでござい ませんが、今年度、繰り越しさせていただいております。

それから、この部分には経済対策の部分も入っておりまして、2月のこれは経済対策としてもらった分も入っておりますので、それを母数をしますので、ちょっと進捗率が非常におくれておるという状況でございます。

中村道路整備課長

道路整備部分について説明をさせていただきます。

21ページ、22ページでございます。一般会計の災害復旧となっておるところでございます。

上から二つ目、平成24年度の土木災害復旧事業でございます。道路復旧事業、幸ヶ谷橋という橋でございます。上から二つ目の部分につきましては、橋が、落橋をしたという形になりまして、川の断面をある程度閉塞しておるというような状況でございましたもので、旧橋の撤去とまず先にさせていただきました。そうした中で、あと仮設道路を、今、落橋したところに隣接したところで、新たに仮設道路をつけまして、仮の橋をかけさせていただきました。ということで、事業をさせていただいたんですけれども、既にもうこれは終わっております。

そしてその下の市単独部分の幸ヶ谷橋の復旧事業でございますが、これが10月31日という形で完成予定、書いてございますけれども、こちらにつきましては、現在、設計委託を行っております。こういった中で、実際に工事にかかるのは乾期になってまいりますもので、そういった形の中で夏のうちに設計をして冬に工事をしていきたいという形で、今、進めておるところでございます。

以上でございます。

樋口博己委員

それぞれ理由があるのは承知なんですけれども、また8月末から9月になったら災害の

可能性もありますので、ずっと、災害が起こって、1年放りっ放し状況にもなりかねます ので努力いただきたいと思います。よろしくお願いします。

川村幸康委員長

総括して、誰か答弁してください。

伊藤都市整備部長

ただいまご心配いただきました災害対応でございます。私ども、当然、市民の皆様の生活、安全を守るという観点を忘れてはいけないというふうに思っております。ただ、現実、若干スピードが遅い点というのは深く反省をいたしておりまして、スピード感を持って対応をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

川村幸康委員長

ありがとうございました。

他にございませんか。

(なし)

川村幸康委員長

そうしたら、閉じさせていただきます。

理事者入れかえですので、5分ほどもう一遍休憩させてもらいます。

暫時休憩いたします。休憩は5分程度といたします。

10:58休憩

11:03再開

[常任委員会/予算常任委員会分科会]

川村幸康委員長

それでは、都市・環境常任委員会を開催いたします。

環境部長、須藤部長、ご挨拶よろしくお願いいたします。

須藤環境部長

環境部の須藤でございます。

環境部につきましては、昨年来、大きなテーマとして新総合ごみ処理施設、あるいは (仮称)四日市公害と環境未来館につきまして、ご熱心にご審議賜ってまいりました。本 年度も引き続き、今、それら以外の課題につきましても職員一同、鋭意取り組んでいく所 存でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、本日は損害賠償に関する和解案、それと、協議事項二つお願いしたいというふう に思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

川村幸康委員長

それでは、常任委員会と予算分科会を同時に開催させていただく形で進めたいと思います。

議案第50号 損害賠償請求事件に関する和解ついて

議案第46号 平成25年度四日市市一般会計補正予算(第1号)

第1条 歳入歳出予算の補正

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

川村幸康委員長

それでは、議案第50号損害賠償請求に関する和解についてと、予算常任委員会都市・環境分科会の議案第46号平成25年度四日市市一般会計補正予算(第1号)、第1条歳入歳出の予算の補正、歳出第4款衛生費、第1項保健衛生費について説明を求めます。

人見環境保全課長

環境保全課の人見でございます。

私のほうから説明させていただきます。

まず、議案第50号の損害賠償請求事件に関する和解についてということで、今回、改め

て環境部として追加資料のほうをつくらせていただきました。お手元にあろうかと思いますが、よろしいでしょうか。

川村幸康委員長

はい。

人見環境保全課長

では、こちらのほうでちょっと説明させていただきます。

まず、めくっていただきまして、今回、談合事件で和解案を議案として出させていただいておるわけですけれども、そもそもその機械がどういったものに使われておるのかというところの説明から、ちょっと簡単に説明させていただきたいと思います。

まず、大気常時監視についてということで、私ども四日市市、大気汚染防止法の政令市となっております。そうしたことから市内の大気環境を連続的に測定いたしまして、大気の汚染を防止し、また、市民の健康を保護するとともに生活環境を保全するために行われております各種施策の効果や、あるいは汚染の有無などを把握するということを目的といたしまして大気の常時監視を行っております。

その測定局の配置状況でございますけれども、この図にあるように、市内の11カ所で測定をいたしております。一般環境測定局が7局、そして自動車排出ガス測定局が4局ございます。それぞれの測定局、どういった項目について測っておるというところが測定局における計測器の配置状況というところで示してございます。その中で二重丸になっておりますのが、今回、機器の更新のときに談合として認められた機器でございます。

測定結果の周知方法でございますけれども、各測定局から自動収集いたしました1時間ごとの測定結果の速報値、これは市のホームページのほうで掲載いたしております。それと、年に1度、測定結果を法律に基づきまして公表いたしております。この1時間ごとの速報値につきましては、私どものホームページでもごらんいただけますけれども、あと、県のほうにもデータを送っておりまして、県のほうのホームページでも見られますし、あと、環境省のほう、そらまめ君というのがあるんですけれども、そちらのほうのホームページのほうでもごらんになることができます。

それと、計測器の購入方法についてでございますけれども、私ども大気汚染防止法の政 令市となって以来、機器製造メーカーじゃなくて、販売代理店のほうを通じて購入してい るところでございます。

損害賠償請求に係る経緯ということでございますけれども、まず、平成20年11月12日に公正取引委員会のほうからそれぞれの製造販売業者に対しまして独占禁止法違反の認定がなされたわけでございます。その後、平成23年11月7日には私どものほうから3社に対しまして損害賠償請求書を送付いたしました。3社は具体的にちょっと下のほうに書いてございますけれども、東亜ディーケーケー株式会社、あるいは株式会社堀場製作所、紀本電子工業株式会社の3社でございます。平成23年12月1日には損害賠償請求を行った3社から支払いがございませんでした。それで、平成24年3月23日、2月定例月議会で損害賠償請求に係る提訴の承認を得たところでございます。それを受けて、平成24年4月27日に私どものほうから津地方裁判所四日市支部へ訴状のほうを提出いたしました。損害賠償の請求額につきましては、3社の合計で1594万183円、それと、別途遅延損害金のほうを請求いたしております。具体的な個々の損害額については表1のとおりでございます。

4番の訴訟の状況でございます。平成24年6月19日に第1回の口頭弁論のほうがございまして、その後、昨月、平成25年5月17日に裁判所のほうから和解案のほうが提示されました。本市の主張でございますけれども、51.5%の損害、一方、被告のほうの3社の主張でございますけれども、6.5%から15.7%の損害でございました。それで、平成25年5月17日に裁判所から和解案の提示があったその内容については、この表2のとおりでございまして、東亜ディーケーケーが243万円、堀場が235万円、紀本が280万円、合計の758万円でございます。ただ、紀本につきましては10年分割ということでございます。

今後の予定でございますけれども、議会の承認が得られた後、平成25年7月に和解が成立する予定でございます。

もう一点、提出議案参考資料追加分というのがあろうかと思います。提出議案参考資料 追加分ですね。よろしいでしょうかね。

川村幸康委員長

何ページ。

人見環境保全課長

これの1ページ、2ページになりますけれども、せんだっての議案聴取会の中で、追加 資料のほう、要求がございまして、それについて提出させていただいたものでございます。

川村幸康委員長

ある、ある。いいですよ、進めてください。

人見環境保全課長

まず、1ページでございます。

談合のあった3社に対して本市としてどのような措置を行ったのかというような資料の要求がございました。こちらにつきましては、3社につきましては、入札参加資格の名簿に登録されていないということから指名停止の対象とはなりませんけれども、3社の行った行為というのが反社会的な行為である、それと市に対して損害を与えたと認められるということから、3社とその3社の販売代理店から物品機器の購入をすることは適当でないと判断して、購入停止措置のほうを実施いたしました。

購入停止措置の内容でございますけれども、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間購入停止措置を実施いたしました。あと、対応のほうですけれども、調達契約課のホームページの入札参加資格情報欄に購入停止措置情報を掲載するとともに、3社に対しまして購入停止措置を通知いたしました。措置に関し準用する基準ということで、建設工事等の入札参加資格停止基準のほうを準用いたしております。

2ページのほうでございますけれども、こちらのほうが今回のよく似た事例ですね。他 県、あるいは他市の事例、全国の和解事案の一覧を出してくれということで、本市のほう でつかんでおります一覧のほうを作成させていただいております。

1番が、対自治体における裁判外の和解、裁判を経ずに和解した事例でございます。それで、中には、ちょっと名前を出さないでほしいというような県とか市もございましたもので、A県B市というような表現でさせていただいております。また、都道府県につきましては、全て県という表示で表示させていただいておりますので、ご了承いただきたいと思います。

ここからわかることが、和解の相手ということで、東亜とか堀場についてはほとんど和解できておるわけですけれども、備考欄を見ていただきますと、紀本とはなかなか和解できずに提訴して係争中というところが多うございます。それと、豊橋市の和解事例を具体的に教えてほしいというようなこともございましたもので、豊橋市の和解事例のほうも提出させていただきました。平成24年4月3日に豊橋市から東亜と紀本のほうを提訴いたし

まして、平成25年1月30日、第6回の口頭弁論の中で和解案の正式提示がございました。 そうした中で、平成25年2月13日に最終合意に至ったというふうに聞き及んでいるところでございます。

こちらのほうは以上でございます。

それと、もう一つが、補正予算でございます。

先ほどの資料に戻っていただいて、4ページのほうをごらんいただきたいと思います。

裁判関係経費についてということで、裁判関係の経費には訴訟費用と弁護士費用のほうがございます。各経費の内訳及び支払い状況は以下のとおりですということで、訴訟費用につきましては、まず手数料と書類郵送料等ということで、それぞれ7万4000円、1万8000円、合わせて9万2000円でございます。あと、弁護士費用のほうが着手金が52万5000円、それと成功報酬のほうが52万5000円ということでございます。

今回の補正につきましては、この手数料の7万4000円、それと書類郵送料等の1万8000円、それと成功報酬のほうの52万5000円を足した61万7000円から、当初予算に計上いたしております16万円を除いた45万7000円、こちらのほうを補正予算として計上させていただいております。

説明は以上でございます。

川村幸康委員長

ありがとうございました。

説明は聞いていただいたとおりですけれども、ご質疑ございましたら、ご発言願います。

樋口博己委員

参考資料の追加分のところで説明いただきました、その3社に対して物品機器の購入を しないというのが1年間あったんですけど、この間はほかの代理店かどこかで物品を購入 したのか、ただ単にどこからも購入しなかったのか、どうなんでしょうか、その辺は。

人見環境保全課長

この1年間、私どもの大気の関係の測定機器でございますけれども、一切購入いたして おりません。

川村幸康委員長

樋口委員、よろしいですか。

そこしかないんやで困るということもあるわけや。そうやろう。

杉浦 貴委員

今、委員長言われたあれなんやけど、これは一体何社ぐらい、この製造、こういう機器を製造しているところがあってというのを教えてほしいのと、それから、こういう犯罪というか、こんなことは初めて起こったことなんですかね。今までに起こった例が、四日市舎めてかもわかりませんけど、その辺はどうなんですかね。

人見環境保全課長

製造業者でございますけれども、この3社と以前は島津製作所、こちらのほうで製造いたしておりました。ただ、島津のほうはこの辺の製造をやめましたものですから、現在はこの3社のみでございます。

川村幸康委員長

この資料、一遍ちょっと説明してやってよ。後で出てきた説明書類見てもらえば、この 三つしかないということなんですわ。

人見環境保全課長

後でちょっと配らせていただきましたこの資料ですね。この3社しか今現在ございません。

杉浦 貴委員

私も気になったのでインターネットで会社概要を調べて見ておったんですけれども、例えば紀本電子工業、やっぱり資本金5000万円ということになると、何か不測の事態やと思うんやけれども、そういうのが起きるとやっぱり資金的にすごいしんどいですよね。せやけれども、これしかないのでということなんだけど、市としてそんなこと起こることなんていうのは予想していないはずなんだけれども、やっぱりそういう公正取引委員会が動いていわゆるカルテルだとか何かというのは割と頻繁に結構あって、こんなんがやっぱり起

こる可能性というのは行政としては僕はできないのかもわからんのやけど、そういう目というか何というか、そんなのは全然やっぱりできないということで理解しておかないかんのかなと。

リスク管理としてそういうものが入れないとあかんのだろうと思うんやけど、今までは全然入っていなくて僕はよかったかなと思うんやけど、これから先、そういうものというのは何かできるのかどうかようわからんのやけれども、3社しかないということなので、これ、三つがやられたらそれで終わりになってしまうので、四日市はやっぱり大気汚染としてはすごい歴史もあってやっていかないかんことなので、その辺の、もしこれがまた発生して何か変えていくのに、機器がもう調達できないみたいな話というのはあり得ないのか、その辺のところ。例えば世界的なところも、日本の企業だけじゃなくて、ほかにも世界に向ければあるはずなので、そういうところを例えば幾つか調べておいて、何かのときにそういうところとも交渉できるようなことも考えてもいいのではないかというような気がしたので、そのあたりについてちょっとだけ説明していただければ。

大谷環境部政策推進監

政策推進監、大谷でございます。

今、杉浦委員からご質問いただいた件ですが、確かに製造メーカーとしてはアメリカのメーカー等もございます。ただ、メーカーからその機械を買いました。と、機械は入ってきます。その後のメンテナンスができる代理店が市内にないというところが非常に我々困惑しております。ただ、3社しかつくっていなくて、買うとしたら3社しかないという状況に行政、全国的に145都市あるわけなんですが、同じ状況というところもございますので、他市、他県のどういうふうな形で今後工夫していくのというところは調査もしながら、何かいい工夫がないのかなというふうな形で考えてまいりたいと思っております。

以上です。

杉浦 貴委員

よろしくお願いします。

川村幸康委員長

委員会打ち合わせのときも出てきました。ドイツ製買うかどうか、買うかというけどメ

ンテの問題があって、だからこれを契機にこの三つもちゃんとやってもらうということしかないのかなという感じもあるんだけどね。

三平一良委員

通常、公正取引委員会が動くのは業界内の1社が申告するんやわな。課徴金がなかった 会社はどこ。

人見環境保全課長

途中で製造をやめたところ、島津製作所。

三平一良委員

そういうことね。

川村幸康委員長

よろしいですか。

三平一良委員

わかりました。ありがとう。

野呂泰治委員

この3社しかないということであれなんですけれども、そうすると、業者に対して日ごろから皆さん方の交渉というか、その会議というか、話し合いというか、そんなのは何かやっている、業者との。こういうことが起こらんために日ごろからどういうふうなというか。

人見環境保全課長

そういった打ち合わせというのはちょっと直接この辺のメーカーとはやっておりません。 特に私ども購入いたしますのも代理店のほうからということでございますけれども、ただ、 そういった談合しないようにというような交渉というのは、申しわけございません、やっ ておりません、済みません。

野呂泰治委員

一生懸命やってもらっておるのはようわかるんですね。ただ、こういう金額が出ていたやつに、市民に対してこれが本当に妥当かどうか、高いか安いか、あるいはこれが本当に安全かどうか、そういったことがきちっと担保されるような、それを絶えずやっぱり精査するしか、いつも考えておるというか、それが一番大事だと思うんですけどね。その点だけ頼んでおきます。

川村高司委員

ちょっとこの対応のところで、ホームページに入札参加資格停止情報欄に掲載とか、3 社に購入停止措置を通知、この2点の対応なんですけど、でもまあノーチョイスで選択肢がここしかないのに、対応がこれでは、何かもうちょっとエッセンスのきいた対応というのは検討というか、これが対応にしては、1年間は購入予定がないからその1年間にしたのか、それともその1年間の間でも購入案件は具体的にあるんですか。

人見環境保全課長

購入につきましては、昨年度につきましては予算措置もせずに、本来更新したい、大分 老朽化した機器はあったわけですけれども、私どもといたしまして、やはり購入の停止措 置ということで買い控えのほうをいたしました。

川村高司委員

実際は市として、行政としては購入すべきタイミングであったにもかかわらず、現状を 鑑みて見送ったとなると、機能的に問題は生じていないですか。

人見環境保全課長

正直ちょっと大分老朽化した機器も一部ございまして、メンテで何とかもたせておる、 あっぷあっぷというとあれですけれども、気合いでなるところもあるのかちょっとわかり ませんが、済みません、何とかもたせておるというようなところがございます。

川村高司委員

大気汚染防止法の政令市としてということと、環境先進都市四日市という名のもとに、 観測データの信頼性を担保するという意味でも、きちっとした対応をしないと、こういう ことだから買わない、だけど、じゃ、クオリティー、品質が担保されないというのでは本 末転倒にはなってくるので、そのところの対応のあり方だけ再考していただければとは思 うんですけれども。

諸岡 覚委員

今、川村委員がおっしゃったこと、まさにそのとおりだと私も思いました。前にも何か 入札でそんなことあった記憶があるんだけれども、それは何かの建設工事だったかな。

川村幸康委員長

焼却炉ですよ。

諸岡 覚委員

ああ、そうやそうや、それですね。

要するに、今、川村委員がおっしゃった1年間買いません、その間、市民の安全犠牲にしてこっちはぐっと我慢していましたと、そういうことじゃないですか、簡単に言えば。そんなことができるかどうかわからんのですけれども、この業者にしてみれば、本来、ことし売り上げられるやつが1年後に変わっただけの話で、さほどペナルティーにはなっていないわけじゃないですか。であれば、例えば条例か何かで、もしこういうことになった場合は罰金的な何かそういう、もう少し違う形のペナルティーみたいな、そういうものというのは、何か前例、よそとか、そういうことというのは考えられやんものなんですかね。今のままやと損しておるのはこっちだけで、向こうは別に損していないみたいな、そんなふうに受けるんですけれども、何かそういうことは考えられないんでしょうか。何らかのほかのペナルティー。

須藤環境部長

今、種々ご指摘いただいたことを私どももずっとジレンマとして抱えてきたことでございます。特に買い控えして苦労して、結局またその分を翌年にまとめて発注していくということになれば余りペナルティーになっていないということもご指摘のとおりでございま

す。ペナルティーのあり方につきましてはずっと議論もしてまいりました。今、ご指摘のような罰則を加えるというようなことが法的にできるのかどうか。そうなってしまうと、やっぱりこのような訴訟になってしまうということも十分想定されます。一方的に条例でそういうことをとれるというようなことは、少し法的には難しい部分がございまして、法律論になってしまうと、やはり裁判上での争いというようなことになるのかなというようなことも議論してございます。

ただ、今ありましたように、大変いろんな矛盾も抱えてございます。メーカー数が少ないということがそもそもの原因ではあるんですけれども、少し他都市、同じような悩みを全国の政令市抱えてございますので、そういうようなところと連携をとって対応策については検討してみたいというふうに考えてございます。

諸岡 覚委員

そんなことも、例えばそれこそまた川村委員のこの間の一般質問になるけれども、市長なんか全国市長会とかそんなところでもいろいろ発言する機会があるわけで、四日市だけじゃなくてほかの他市も含めて、四日市が率先して一回切り込んでみようかいなと、そんな感じで研究をしていただきたいなと。ほかの市長のそういうリーダーシップに期待をして終わります。

川村幸康委員長

なかなか難しい問題でしょうけれども、何か工夫して、ペナルティーがペナルティーでなくなったら何も意味ないので、逆に足元を見られるだけですので、何らかのやっぱり、逆に言うと市町でスクラムを組むということも一つの方針だろうし、それは強い影響力を多分持つと思うので、何かそういったことを少し今までとは違うやり方をしていただきたいというふうに思います。

他にございませんか、ご質疑。よろしいです。

(なし)

川村幸康委員長

質疑がないようですので、討論、採決に移る前に、全体会へ審査を送るべき事項につい

て、委員の皆様から提案がございましたら、ご発言願います。

(なし)

川村幸康委員長

これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

川村幸康委員長

別段、討論もないようですので、これより採決を行います。

議案第50号損害賠償請求事件に関する和解について、議案第46号平成25年度四日市市一般会計補正予算(第1号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第4款衛生費、第1項保健衛生費について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

川村幸康委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第50号 損害賠償請求事件に関する和解について、議案第46 号 平成25年度四日市市一般会計補正予算(第1号)、第1条歳入歳出予算、歳出 第4款衛生費、第1項保健衛生費について、採決の結果、別段異議なく可決すべき ものと決する。]

川村幸康委員長

暫時休憩いたします。5分程度。

11:30休憩

(11:33~12:10協議会)

12:10再開

[常任委員会]

そうしたら、議会報告会のことについて、あと二、三分で終わりますので。

まず、議会報告会、7月4日6時半から8時45分、羽津地区市民センター2階で予定しておりますので、委員の皆さん、よろしくお願いします。

委員長の挨拶とか、それから、議会報告は正副でさせていただくんですけれども、答弁は全委員の皆さんでお願いしたいということと、シティ・ミーティング、今回、これ、テーマ設けないんですよね。司会のほう、もしよければ、前委員長の諸岡さん、順番にみんな回ってくるので1回ぐらい、シティ・ミーティングの司会を。

諸岡 覚委員

わかりました。

川村幸康委員長

よろしくお願いいたします。

諸岡 覚委員

シティ・ミーティングのほうの司会ということ。全部の司会。

川村幸康委員長

報告とかあんなのは私と正副でうまくやりますので、シティ・ミーティングのほうの司会だけ。

諸岡 覚委員

シティ・ミーティングのほうだけですね。わかりました。

川村幸康委員長

済みません、全部やってもらってもよろしいんですよ。

諸岡 覚委員

結構です。

川村幸康委員長

また、じゃ、相談に上がりますわ。

それが1点と、集合時間、どう、6時でええね。じゃ、6時にお願いできます。集合6時で。5時半って書いてある。予定ね。もう暑いで。だから、6時やろう、6時よ。6時集合で。羽津地区市民センターって、俺どこにあるか知らんのや。

杉浦 貴委員

設営はええの。

川村幸康委員長

もう、行ったらあるやろう。

杉浦 貴委員

行ったらあるの。

川村幸康委員長

多分。

杉浦 貴委員

いやいや、出してこなあかんところもあるでさ。

川村幸康委員長

もう6時でええですわ。日も長いので、多分、足出るのも遅いやろう。まだ明るいやろう、6時でも。

資料等についてはいつもどおりのやつを準備させてもらいますし、あと、こちらでやらせてもらいます。

次に、休会中所管事務調査なんですけれども、どうさせてもらおうかなと思いまして。 ここで諮って、ないなら正副一任といただければ。よろしいですか。

杉浦 貴委員

一任させていただけるとありがたい。

川村幸康委員長

ありがとうございます。用意したやつ、ある。ちょっと用意させてもらって、前、管内 視察で言ったように。みんなに配って。

過去の所管事務調査の一覧表って、今、配らせていただきました。過去にこういうふうな形で所管事務調査をしています。終わって、例えば新総合ごみの処理施設整備事業についてなんて、もう今、まさにできつつあるので項目外になりますし、地上デジタル放送に関するCTYとの契約というのも、今も事後的な処理で終わっていますということになっていく中で、曙町市営住宅建替事業もまだ、今、引き続きやりますけれども、今後も、ただ、市営住宅のあり方についてというのの方策とか負担金、河川に関する農業施設についてとか、さまざまなことをそのときそのときのタイムリーな話題を所管で取り上げてきて、その中で未処理の問題というのが幾つかあると思うんですわな。

これを冊子になっていますやん、一応、調査事項の報告で。それぞれが担当するところ、ここで、俺これしたいと言ったら、その冊子の調査書だけを皆さんそれぞれ持っていただいて、その委員に1項目ずつ、例えば私が下水道の使用料改定についての調査報告書を読んで、今はここがこうやし、ここ、現状と課題出して、理事者がしておるんかどうなのかというのをそれぞれがある程度事前に勉強してもらって、理事者が来る中で、その人が中心になって意見なり質問する中でやりとりしたらどうかなというふうな思いがあるんですよ。

例えば、都市整備部と環境部と、それから上下水道局と三つあるわけですね。上下水道局3人、都市整備部3人、それから環境部3人ぐらいが調査事項のやつの一つのやつをある程度責任分担もって見てもらう中で問題と課題をある程度出して、今後どういうふうな方向性でやっていくかというようなことを一遍調査してはどうかなと思うんですけれども、これ、試案ですよ。だから、恐らくコンパクトシティとまちづくり三法、この辺がセット論で多分、都市整備部が今やって、今度、市街化調整区域は都市農地のあり方と連動して

くる勉強のことかなと思うと、そういうふうなことをちょっとさせていただきたいなと思うんですけど、よろしいです。

(異議なし)

川村幸康委員長

例えば、もう座っておるその3人、3人、3人で上下水道局がいいか、環境部がいいか、都市整備部がいいか、一遍決めてもらおうかなと思ったりしているんですけど、どう。例えばやに、これ、私の試案やに。だから、野呂さん、諸岡さん、川村高司さんのところは都市整備部のこの中で相談してもろうて、どれが一つピックアップして、これかこれの二つぐらい、よう似たやつあるのやったら別にそれも構いませんので、都市整備部の問題調査をしてもらおうかなと。三平さんところやったら、環境部なら環境部でもええし、上下水道局、どっちがええ、杉浦さんや樋口さんのところ。

杉浦 貴委員

決めていただければありがたい。

川村幸康委員長

ほんなら環境部でいって。水質保全に関する条例案も環境部やろうし。

杉浦 貴委員

石原も、そう違う。

川村幸康委員長

関係事案について、これ、フェロシルトやるのやろう。

杉浦 貴委員

そうやわな、これ。

川村幸康委員長

今もちょっと問題になって。

杉浦 貴委員

産廃。

川村幸康委員長

産廃もそうでしょう。その辺の中で、ちょっと報告書ありますやんか、あれで現状と課題と、それから今後のまとめみたいなのになっておるけど、それが実際できておるかどうかのチェックをすることをしたいなと。我々のところ、上下水道局をしますわ。諸岡さんら、例えば都市整備部やと、もう三つどれか決めように。ここで決めておいたほうが楽やろう。都市整備部で何かしたいもんさ、あなたらが。例えば都市計画制度の地区計画の運用についてでもいいし、これとまちづくり三法とコンパクトシティは大体似ておるんのやわ。

諸岡 覚委員

報告書、目を通してみやんと。

川村幸康委員長

それはわからんか。

諸岡 覚委員

ここでは何とも。

川村幸康委員長

そうしたら、その分だけを3人に渡してくれる。過去、平成18年度までのやつを。それをしてもろうて、これ、案やで。結局、三平さんところもそうしたら環境部のやつをその部数、3部渡してもろうて、それ出るやろう。その中で調査項目をしてもらって、私らは上下水道局やりますで、もらって。

日程をちょっと決めて、例えばこういうイメージ描いているんですわ。前もあったんで すけど、所管事務調査でやったやないか、何でやっていないんやという話がよう出るんで すわ。指摘もしておるのにとか。ところが、それはもう出しっ放しの放りっ放しで何もできていないということが多いもんで、できれば今度、調査をしたら、それを理事者にある程度、現状どうなっておって、何もしていないのかしたのか、そういうことを閉会中所管事務調査の調査事項で一遍してみたいなと思います。

だから、2回ぐらいあったらええんかなと思っておるんですけど、一つの項目1回で二つぐらいいくんかなと思っておるんですわ。要は、例えば初日は都市整備部の問題と上下 水道局やろうかというふうに理事者に控えてもらっておいて、都市整備部が終われば。

杉浦 貴委員

一つ質問。例えば、まちづくり三法とコンパクトシティについてと、それをやったとき に、そこで一応のフィニッシュを。

川村幸康委員長

フィニッシュはします。

杉浦 貴委員

見ていくというか、これで宙ぶらりんになっておった分がはっきりしましたねというと ころまでいく。

川村幸康委員長

いきます。

杉浦 貴委員

そういう理解でいい。

川村幸康委員長

そうです。

よろしい。

だから、日程が一応、今、予定としては、これ、だけどすぐにできるけ。7月16日って載っているけど、予定上さ。とりあえず7月16日、よろしい。だめ。16日全然だめ。選挙

前やでか。そんだけの話やな。19日、余計忙しいやろう。

樋口博己委員

常任委員会の日程は、これは月曜、火曜とかいう話ありましたけど。

三平一良委員

なるべくそういうふうにしてもらうということなったので。

川村幸康委員長

なかなか、もう現状走り出しておって、もう埋まっておるんや、よそはな。議会運営委員会ではそういう検討したんやけど、だから、もう16日か19日しかないのよ。

諸岡 覚委員

16日と19日、両方でもいいんですか。

川村幸康委員長

どうしても都合の悪い人は。例えばそれをやめりゃええでね。例えば樋口さんがもし難 しいなら。

樋口博己委員

16日はちょっとどうしても。

川村幸康委員長

どうしてもあかん。19日はええ、そうしたら。じゃ、19日の昼からにしようか。 1 時半。 そうすると、8月9日はどうです。よろしい。昼からしかあかんと思うんやわ、これも。

杉浦 貴委員

これ、朝明広域衛生組合。

川村幸康委員長

だから午前中やで、午後からやろう。午後からやったら空いているかなと思って。だから、8月9日の1時半から。

諸岡 貴委員

朝明広域衛生組合って。

杉浦 貴委員

何か10時に書いてある。

川村幸康委員長

午前に入っているというで。

杉浦 貴委員

これ、何やったんやろう。何なんやろう。定例会。

川村幸康委員長

と、7月19日金曜日と8月9日金曜日のいずれも1時半から閉会中所管事務調査をさせてもらいます。

もう役割言うておきます。そうしたら、19日に都市整備部と環境部をもしできたらやりましょうか。終わらんだら、次、引き続き8月9日の日に環境部と上下水道局という形で、8月の9日にね。

杉浦 貴委員

ごめん、もう一遍言うて。

川村幸康委員長

19日に都市整備部と、もし都市整備部がそれで終わりそうであれば、環境部に入っていきます。終わらなかったら、引き続き8月9日に環境部引き継いで、最後、上下水道局という形でさせていただきます。

山口智也副委員長

私がちょっと質問するの申しわけないんですけれども、3人が協力して一つのテーマを 研究するというなのか、1人が1テーマでするのか。

川村幸康委員長

私、こうやって思ってたんですよ。チェック、多分、だから全部資料は都市整備部の資料が、これ、例えば、まちづくり三法、都市整備部やろう。コンパクトシティが都市整備部やろう。総合治水対策もやろう。それから、都市計画制度における地区計画の運用について、市営駐車場もそうでしょう。防災対策、そうでしょう。地上デジタル、そうでしょう。調整池、そうでしょう。これ全部、結構、都市整備部多いんですよ。環境部も、それで、この中で大体読んでもらうとそんなにかからへんで。共通項目、ようけあるんですよ、これ、ほぼ。それを見てもろうて、こことここ、こういう調査でこうやっていって出たけど、今、市としてどういう現状認識でおって、委員会から平成18年度出されておるのに、今どうなっておるんやというのを一遍きちっと調査をして、再度、掘り下げるというみたいな感じですかね。だから、長々と読んでものすごい勉強しておかないかんという話と違うて、一遍、目を通してもろうて、その中でそういう意見をしたら、そこから多分理事者のほうも、ある程度はその対応なりあれば、伝えておいてよ、そういうこと。そういうこと

濵瀬議会事務局主事

はい。

杉浦 貴委員

要は、3人で事前に意見を統一してテーマを選ぶとかそういうことは。

川村幸康委員長

しなくていい。フリーで。

杉浦 貴委員

それぞれで。

川村幸康委員長

それぞれが目を通したら。

諸岡 覚委員

その3人がその担当よというだけで事前打ち合わせするということは。

川村幸康委員長

そういうことは全然ないです。フリーです。要は例えば私が教育委員会の調査研究見ておったら、これ、例えば自分の今の議員活動なんか、これ、きちっと指摘してきちっとやったのに何もやっていないやんってあるやん。だけど、それって調査報告出ておるけど、どうしたと言ったら、ほとんどの理事者の人見てへんわ。見てへんというよりも、出すだけの作業になっておるで、できるなら私はこれから都市・環境常任委員会がやるけれども、よその委員会もこれからは出しっ放しじゃなくて、結構議員が見ておってチェックしておるよということになりゃ、理事者のほうは出されてもそれはきちっと一遍目は通して、真摯に聞く耳を持つやろうなと思うところがあるもんで。市営住宅のあり方も出しておるけど、結構、市営住宅課って気にしてへんもん。出したぞ、委員会ではと言ったけど、全然気にしてへんもん。そんなのありましたかと言うもん。

そんなところが思うところがあったもんで、一遍、閉会中所管事務調査でやることによって、多分、理事者のほうの、出されたときに出しっ放しじゃなくて、きちっと一遍それは目を通してやれることはやりましょうとなると思うんですよ。だから、先ほど諸岡さん言われておった通学路の安全対策なんかも、都市・環境常任委員会からも出しておるし、教育民生委員会のほうも出しているんだけど、結局ああいう事件が起こらんと取り組まれないという部分がありますやんか。事故が起きたり何かせんと。それは、結構、1回前もって予見して言うておるところあるんやけど、なかなかその辺が理事者サイドに伝わっていないなということで、そんなことです。

樋口博己委員

私たち3人は環境部ですけど、資料いただきますよね。それをそれぞれ3人が目を通して。

川村幸康委員長

自分なりの視点で考えてもらえばよろしい。

樋口博己委員

3人を中心に質疑をしながら。

川村幸康委員長

そうです。私らも入っていくと。そういうことですね。

それと、ちょっと待って。議会報告会、これ、8月のあれが決まっていないんやな。これ、間違いやろう。

濵瀬議会事務局主事

訂正です。

川村幸康委員長

これ、間違いやでね。僕が話しておって、これ違うなと思って。事項書のこれ、決まっていないのに書いてあるでさ。これ違うでね。バツですよ、バツ。これ、事務局のミスや、おまえらのミスやろう。俺もうかっとしておった。これが関係ないのに書いてあるのや。前のやつそのまま写してしもうたんや。それは何も関係ないんやさ。なしですわ、それ、消しておいてください。

杉浦 貴委員

8月定例月議会でしょう。10月19日。

川村幸康委員長

そうです。ここは全然決まってもいないのに書いてしまったんや。バツです。

もう一個、最後。行政視察についてなんですけれども、皆さんからもし視察内容のテーマをいただければ出していただきたいなと思うんですよ。それを行き先検討したいんですけれども、日程なんですけれども、この三つあったんですけど、23日から25日というのは

まるっきりちょっとだめになったので、22日から24日でも杉浦さんが少しかぶるんですよね。24日がどうしてあかん。それか11月6日から8日なんやけど、これもかぶる人も出てくるので。

諸岡 覚委員

一番、公務日程的にかぶりが薄いのはどこ。

川村幸康委員長

22日から24日やな。

諸岡 覚委員

11月6日から8日、もしくは10月22日から24日、この二択という意味ですね。

川村幸康委員長

そうです。できればもう10月に行きたいなと思っておるんさ。22日から24日でよければ。 杉浦さん、24日から視察入っていますやろう、監査の研修が。

杉浦 貴委員

そうそうそう、視察というか監査の研修。

川村幸康委員長

奈良県行くんでしょう。

杉浦 貴委員

そうそうそう。せやで、23日の日にちょっと早目に帰らせてもらっていってよろしい。

川村幸康委員長

そうです。そんでよろしい。

杉浦 貴委員

よろしい。

川村幸康委員長

ご無理申しますけど。

杉浦 貴委員

それでええなら。

川村幸康委員長

そうしたら、22日から24日で行政視察、日程をとらせていただきます。 行き先、皆さんご希望あれば。ございませんか。

(なし)

川村幸康委員長

なら、山口副委員長に決めていただきますので。行政視察の委員長ですので。 10月22日から24日で行政視察、決めて下さい。 以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。

12:30閉議